（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。

［２　略］

３　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関することのうち特定事項を処理する。

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）

第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。

２　国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。

［二～四　略］

［３～６　略］

（検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官）

第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。

［２～６　略］

７　地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条　統計情報利用推進課に、情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

２　情報利用企画室は、統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務のうち、提供の方法の高度化及び地理情報に係るものに関する事務をつかさどる。

３　情報利用企画室に、室長を置く。

４　［略］

５　［略］

（調査官及び首席統計情報官）

第七十一条　調査企画課に、調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

［削る］

（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　［同上］

［２　同上］

３　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）

第五十一条　［同上］

２　［同上］

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。

［二～四　同上］

［３～６　同上］

（検査監理室及び貯金保険室）

第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。

［２～６　同上］

［新設］

（調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条　統計情報利用推進課に、調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

［新設］

［新設］

２　［同上］

３　［同上］

（地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

２　地理情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統計調査に関する地理情報の整備及び利用に関すること。

二　小地域区分に係る二次的統計の作成に関すること。